

令和 7 年度事業計画

1 基本方針

我が国では、急速に進む少子高齢化や人口減少への対応の一環として、高年齢者雇用安定法が改正され、定年延長や雇用継続制度の導入が進められるなど、高年齢者を取り巻く就業環境は大きく変化しており、シルバー人材センターにおいては入会者の減少と更なる高齢化が危惧される状況となっています。

さらに、長期コロナ禍を経て、日常生活をはじめ社会経済活動には徐々に回復の傾向が見受けられますが、世界情勢の不安定さなどに起因する物価の高騰等により、私たちの暮らしは依然として厳しい状況が続いています。

一方、「人生100年時代」を迎えた今日、高齢者が年齢にかかわらず活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、その担い手としてのシルバー人材センターに大きな期待が寄せられています。

現在、新見市は持続可能な地域社会の実現を目指した取り組みを進めており、多様化する住民ニーズに対応するため、行政だけでなく、様々な主体によるまちづくりが求められる中、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、生きがいの充実や健康の保持増進などに取り組む当センターの役割は一層重要となっています。

新見市シルバー人材センターは、こうした諸情勢のもとで、「自主・自立・共働・共助」の基本理念に基づき、地域の皆様に信頼される「魅力あるシルバー人材センター」づくりに努めるとともに、市民ニーズに迅速に対応できる体制を整えて、安全で安心な暮らしやすいまちづくりに貢献してまいります。

また、事業推進にあたっては、行政をはじめ関係機関等と連携し、法人関係者が一体となってセンター機能の充実と安定した運営に取り組んでまいります。

2 事業計画

(1) 就業機会の拡大

- ① 就業の基本である「皆で開拓、皆で就業」を合言葉に、会員一人ひとりが発注者の満足度を高め、信頼関係を築けるよう、会員総参画による就業開拓を推進します。
- ② 就業開拓推進員による一般家庭、民間企業及び関係団体等の訪問を実施し、

就業ニーズの把握・分析等を行い、会員の意欲と能力に応じた就業機会の開拓に努めます。

（２）会員の拡大

- ① シルバー事業の活性化には、会員の拡大が必要不可欠であり、組織を挙げて魅力あるセンターづくりを進めるとともに、夫婦会員等会費割引制度の活用や他センターの好事例などを参考に会員数の増加を図ります。特に、拡大の余地が大きいと考えられる女性会員の確保に重点的に取り組みます。
- ② 事業（入会）説明会を計画的に実施し、各世代のニーズに応じた就業形態、就業機会の創出等をアピールする中で、働く意欲のある会員の拡大に取り組みます。

（３）安全・適正就業の推進

- ① 安全・適正委員による就業現場への巡回パトロールを毎月実施し、安全保護具着用の徹底など、「安全はすべてに優先する」という基本理念のもと、安全就業へ向けて指導を行います。
- ② 公正・公平な就業は事業運営の基本をなすものであり、長期就業の見直しや就業の交替、分かち合いによる就業機会の見直し、発注者へのアンケート調査による就業の調整等を行い、就業の適正化を図ります。

（４）労働者派遣事業の推進

会員の多様な働き方の選択肢と就業機会を拡大するため、「請負・委任」では受注できない就業については労働者派遣事業として取り組むとともに、官公庁や企業等に対して積極的に働きかけ、新たな職種の就業開拓に取り組みます。

（５）有料職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け、これらを希望する高年齢者へ紹介します。

（６）組織活動の活性化

- ① 職群班を充実することにより、班員の親交・連帯意識の高揚と班同士での仕事の調整等、現場の声をすみやかに運営に生かす体制を築き、自主・自立、

共働・共助による組織化を進めます。

- ② 女性会員が参加しやすい就業分野の開拓や、女性会員の入会を促す魅力ある講習会の開催等について、女性部会を中心に女性ならではの視点で積極的な意見交換を行いながら、男女共同参画の明るく活動しやすいセンターづくりに取り組みます。

(7) 普及啓発活動の推進

シルバー人材センター事業への理解と信頼が得られるよう、一般市民や事業所、官公庁に対し啓発用リーフレット等の配布や、ホームページ、マスコミ（新聞・ケーブルテレビ）、イベント等を通した PR 活動に積極的に取り組みます。

(8) 社会参加活動の推進

ボランティア活動として、多くの市民が憩う公共公園等の樹木の剪定、草刈り、草取り、清掃等の作業を実施します。また、各地域の清掃活動等へそれぞれ積極的に参加していきます。

(9) 研修会・講習会の開催

発注者からの多様な就業依頼に対応するとともに、会員の知識・技能の向上を目指し、一般市民の参加も視野に入れた魅力ある講習会を計画していきます。

また、全シ協、県 SC 連合会の研修会等に積極的に参加していきます。

(10) 新たな契約方法への移行

令和 6 年 1 1 月に施行された「フリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）」の趣旨を踏まえ、厚生労働省から示された基本方針に沿って、新たな契約方法への移行を進めていきます。